

◎新潟県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和6年1月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 新潟都市計画市街化区域

ア 追加する部分

新発田市富塚町1丁目、2丁目、3丁目の各一部

新発田市東新町4丁目の一部

北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山、蓮潟字長峰山の各一部

イ 削除する部分

なし

(2) 新潟都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

新発田市富塚町1丁目、2丁目、3丁目の各一部

新発田市東新町4丁目の一部

北蒲原郡聖籠町大字蓮野字長峰山、蓮潟字長峰山の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和6年1月23日

至 令和6年2月6日

(2) 場所

ア 新潟市東区竹尾2丁目2番80号（〒950-8716）

新潟県新潟地域振興局地域整備部

イ 新潟市秋葉区新津4524-1（〒956-8625）

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部

ウ 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部

エ 新潟市中央区古町7番町1010番地古町ルフル5階（〒951-8554）

新潟市役所（ふるまち庁舎）都市政策部都市計画課

オ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）

新発田市役所（地域整備庁舎）地域整備課

カ 北蒲原郡聖籠町諏訪山1635-4（〒957-0192）

聖籠町役場ふるさと整備課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

新潟市、新発田市、聖籠町の住民及び利害関係人

6 意見書の提出期限

令和6年2月6日（必着）